

概要版

福山市子ども・子育て支援事業計画

(次世代育成支援対策推進行動計画)

2015年度(平成27年度) ▶ 2019年度(平成31年度)

みんなで創る すべての子ども・子育てに やさしいまち ふくやま

「福山市子ども・子育て支援事業計画」とは？

子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い策定した計画です！

子ども・子育て支援新制度では、子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、保育の量の拡充・確保や質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、保育の必要量に応じた認定や利用する施設等に応じた給付が創設されます。

幼稚園・保育所等の量の見込みと確保方策を示しています！

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細やかな支援を図れるよう、法律で定められた幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を示し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための環境づくりを進めていきます。

子ども・子育て支援の充実に向けた取組を示しています！

子育て家庭への妊娠・出産期からの支援を始め、子育て家庭にやさしい生活環境づくり等、保護者を中心として教育・保育施設等や関係機関、地域の協働による社会全体の教育・保育力を向上し、全ての子ども・子育てにやさしいまちをめざします。

「教育・保育施設等」って？

認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業などのことだよ！



「量の見込みと確保方策」って？

ニーズ調査や人口推計などから、将来必要になる教育・保育の利用量（量の見込み）と、それに対して福山市が提供していかうとする量や体制（確保方策）のことだよ！

子ども・子育て支援新制度（2015年（平成27年）4月スタート！）

子ども・子育て支援新制度とは、安心して子どもを生み、育てることのできる社会をめざし、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。



- 1 「認定こども園」の普及
- 2 保育の場を増やし、待機児童を解消
- 3 子育て支援の量の拡充や質の向上

認定こども園や幼稚園、保育所の「教育・保育施設」又は小規模保育や事業所内保育等の「地域型保育」を利用する場合は、まず、居住する市町村で支給認定を受ける必要があります（新制度に移行しない幼稚園を除く。）。

支給認定を受けて教育・保育施設等を利用する場合は、保護者はサービスに要する費用の一部を利用者負担額として支払う必要があります。残りの部分は市町村が負担します。

また、教育・保育施設等のほかにも、家庭で子育てをしながら利用できるサービス（地域子ども・子育て支援事業）があります。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
⇒定員は6人以上19人以下
- 家庭的保育
⇒保育者の居宅等において保育を行う
定員5人以下
- 居宅訪問型保育
⇒子どもの居宅等において保育を行う
- 事業所内保育
⇒事業所内の施設等において保育を行う

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
(乳児家庭全戸訪問事業)
- 育児支援家庭訪問事業
(養育支援訪問事業)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



策定の趣旨

計画策定の背景と趣旨

これまで以上に安心して子どもを生み、育てられる環境を整備していくためには、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡充・確保，教育・保育の質的改善」，「地域における子育て支援の充実」を図る必要があります，これらを推進するため，子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき「福山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

なお，次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」については，同法の延長に伴い，本計画に盛り込み一体的に推進していくものとします。

本計画に基づき，一人ひとりの子どもへのきめ細やかな支援，家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し，子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備をめざします。

計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき，2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5か年を計画期間とします。また，毎年，計画の進捗状況の点検・評価を行い，効果的な施策の展開を図ります。

2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)
次世代育成支援対策推進行動計画 (後期行動計画)									
					子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援対策推進行動計画)				

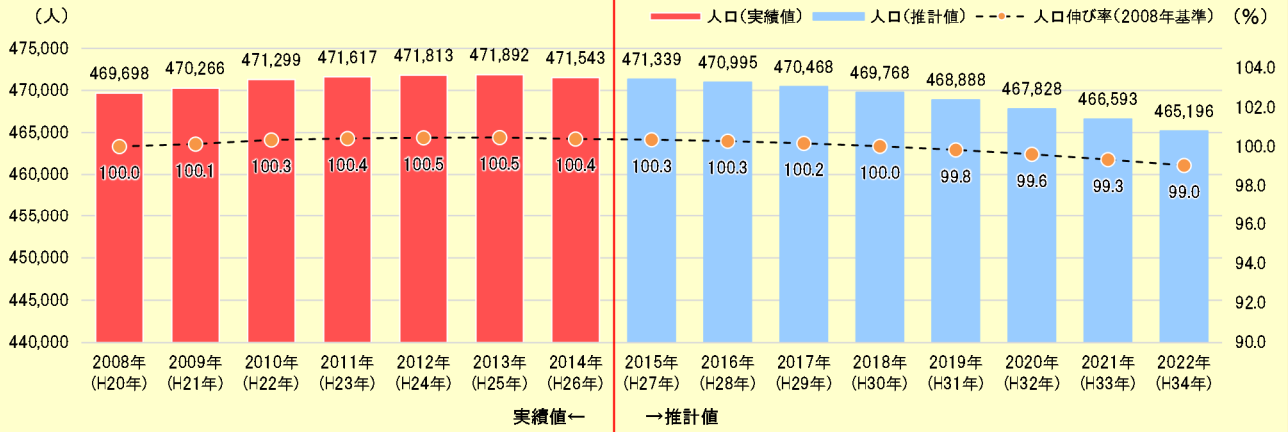
市民意見の反映

市内に居住する小学生以下の子どもがいる家庭を対象に実施したニーズ調査を始め，子育てに係る団体や保護者会等の代表者，学識経験者により構成される「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の意見を聴く等，十分な検討を行いました。さらに，検討に際しては，パブリックコメントにより幅広く意見を募りました。

本市の子育てをめぐる状況

子どもを取り巻く環境を把握し、分析することで、今後も適切な支援を推進していきます。

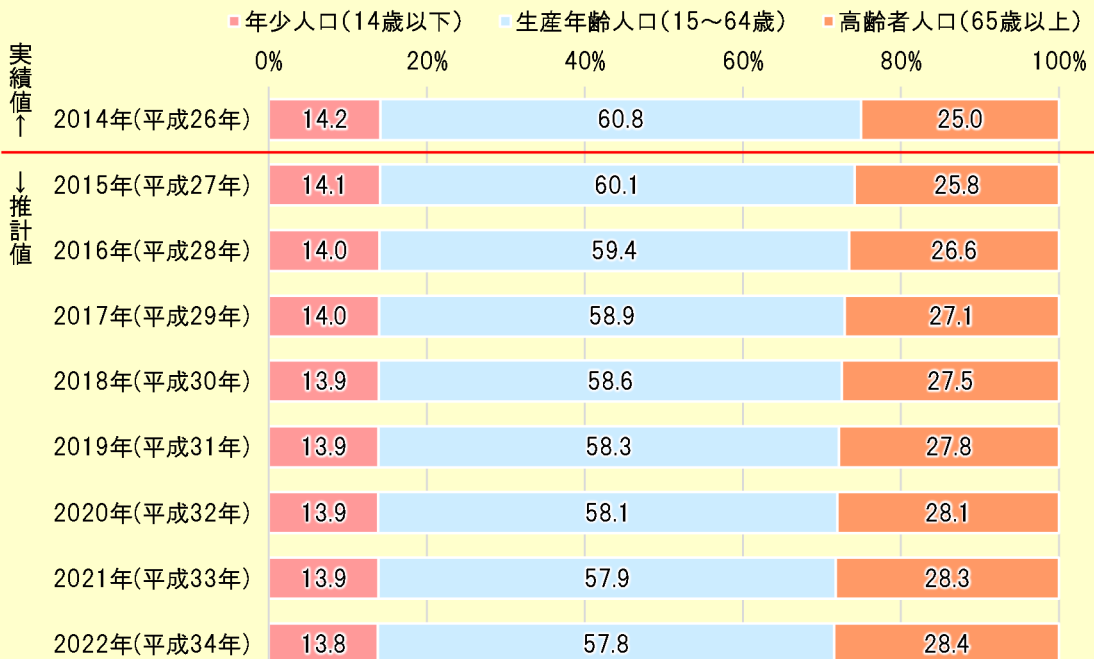
■人口の推移と推計（人）



資料：(実績値)住民基本台帳各年3月末現在, (推計値)コーホート要因法

本市の人口は2014年(平成26年)で471,543人となっています。今後の人口推計では、長期的に緩やかな人口減少が継続すると予測されています。

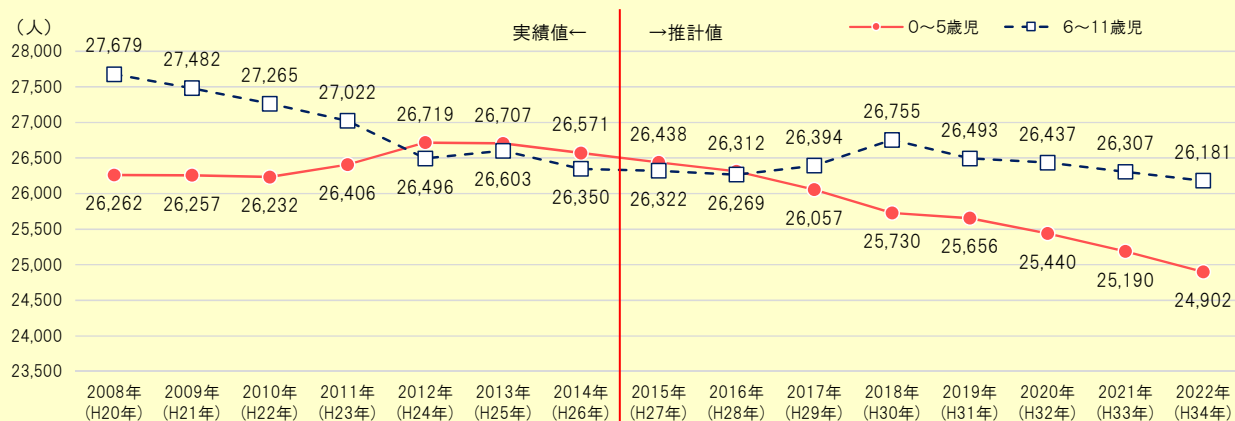
■年齢3区分別の人口構成比の推計 (%)



資料：(実績値)住民基本台帳3月末現在, (推計値)コーホート要因法

14歳以下の年少人口と15~64歳の生産年齢人口は、今後も緩やかに減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加することが予測されます。

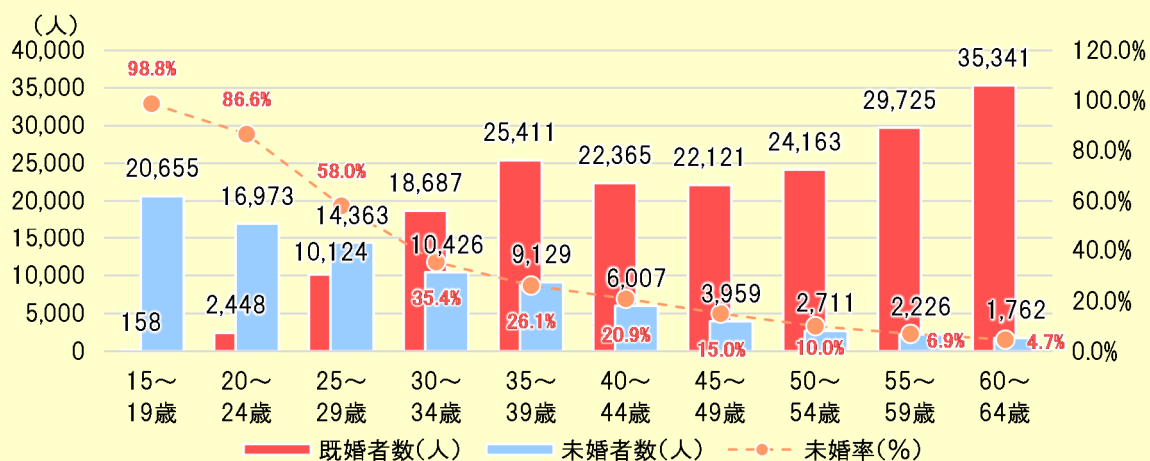
■児童人口の推移と推計（人）



資料：(実績値)住民基本台帳各年3月末現在, (推計値)コーホート要因法

本市の児童数は、2014年（平成26年）において0～5歳児（就学前児童）が26,571人、6～11歳児（小学校児童）が26,350人となっています。今後の人口推計では、0～5歳児は緩やかな減少が、6～11歳児では、当面横ばいで推移し、その後減少することが予測されます。

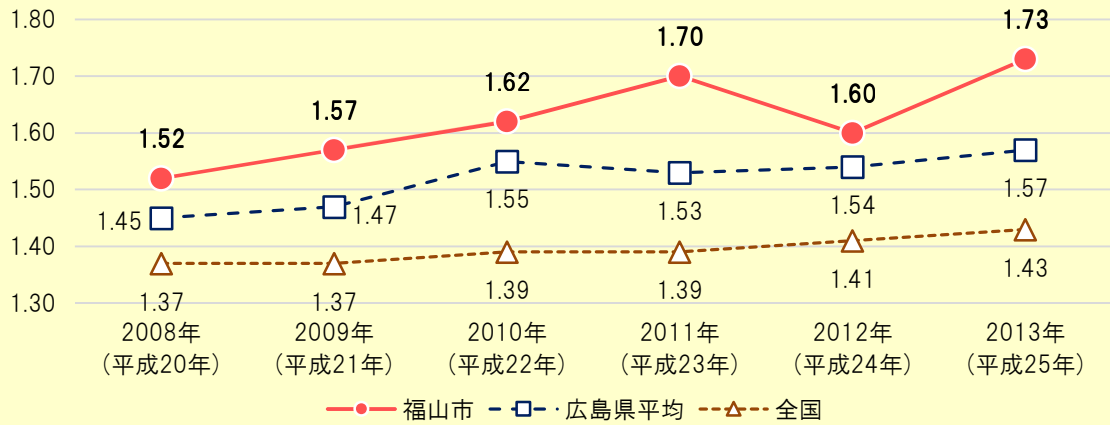
■年齢別未婚・既婚者数と未婚率（人・％）



資料：2010年(平成22年)国勢調査
※離婚, 死別は「既婚者数」に含む

年齢別の未婚率をみると、25～29歳で58.0%、30～34歳で35.4%となり、既婚者数と未婚者数が逆転することから、30～34歳が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

■合計特殊出生率の推移

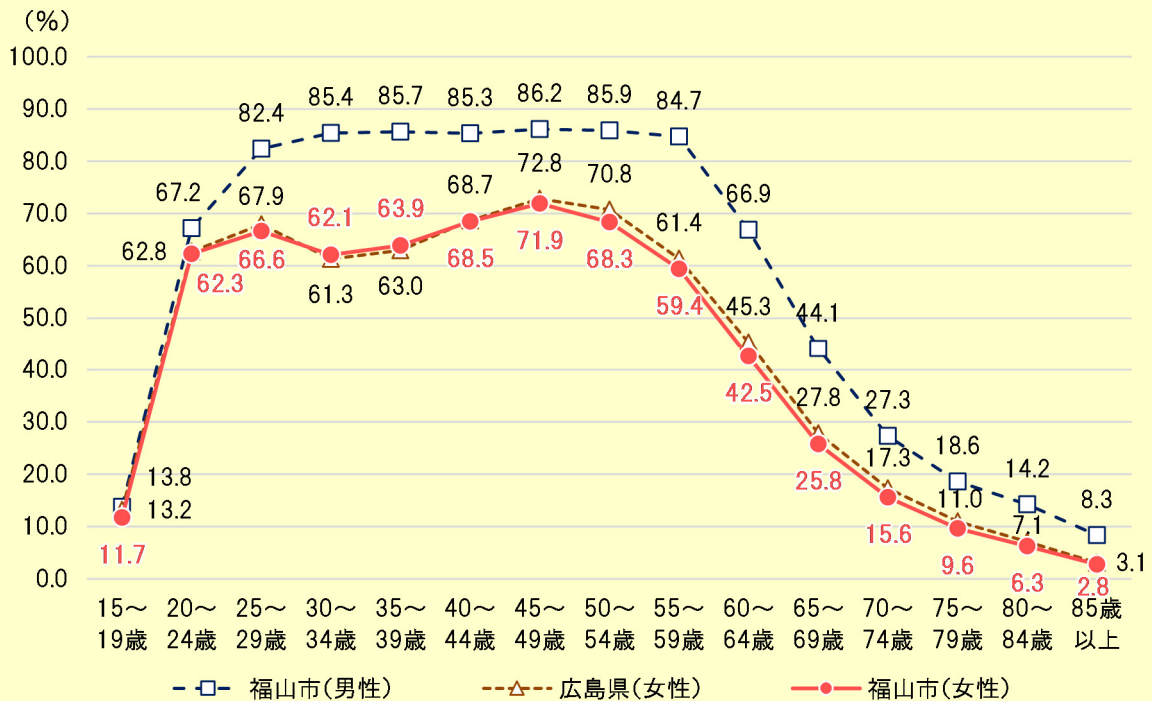


資料：人口動態統計

合計特殊出生率は近年上昇傾向で推移しており、2013年（平成25年）は1.73と、全国や広島県を上回っています。

※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの数の指標

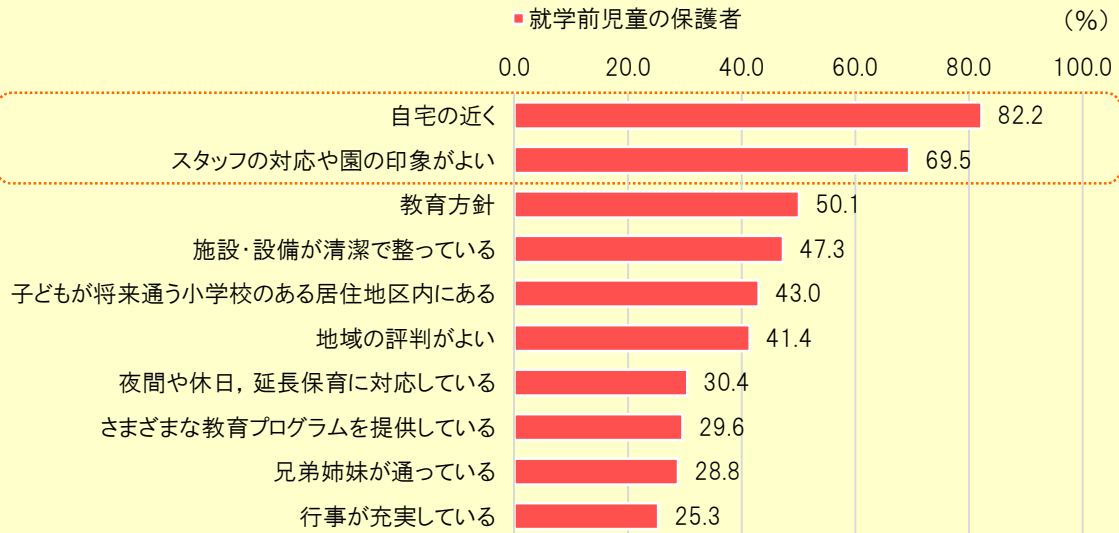
■年齢階層別（5歳区切り）の就業率



資料：2010年(平成22年)国勢調査

女性の就業率は、2010年（平成22年）国勢調査では、25～29歳及び45～49歳でそれぞれピークを迎えるM字型を示しています。

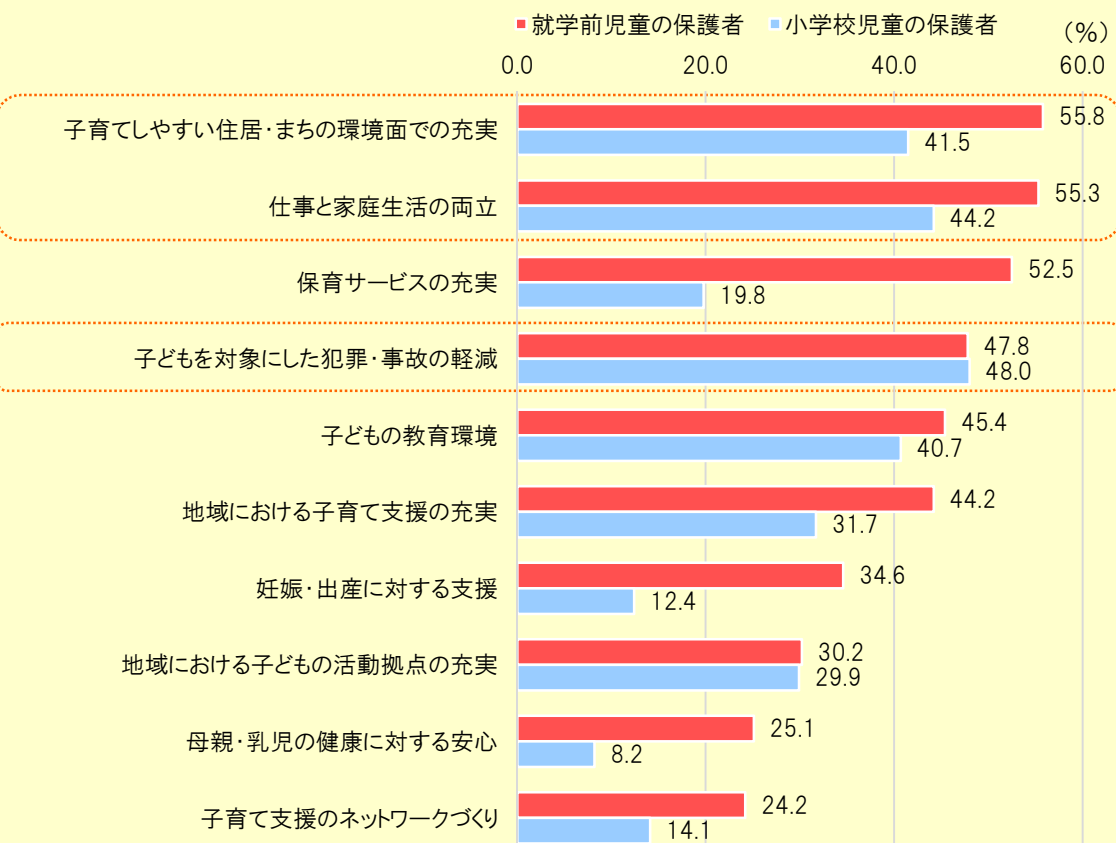
■平日の教育・保育の事業を選ぶ際に、重視する点



資料：住民ニーズ調査(2013年(平成25年)実施)

認定こども園や幼稚園、保育所等を選ぶ際は、自宅の近くにあることが最も重視されています。また、スタッフの対応や園の印象といった、サービスの質に関わる部分も重視されています。

■子育てをする中で、有効だと思う支援・対策



資料：住民ニーズ調査(2013年(平成25年)実施)

就学前児童の保護者では子育てしやすい住居や環境面といったハード面が最も重視されています。また、仕事と家庭生活を両立するための施策も同じくらい求められています。小学校児童の保護者では防犯・交通安全の取組が重視されています。

本市の課題

少子高齢化の社会的背景

- 核家族世帯・ひとり親世帯の増加
- 結婚に対する価値観の変化
- 未婚化・晩婚化の進行
- 社会経済情勢の悪化

ニーズに対応したサービス・事業の確保

女性の社会進出に伴い、教育・保育施設等の利用に対するニーズが高くなっています。

地域全体で子育てを支える体制の構築

親が安心して子育てし、子どもが健やかに成長していくうえで、地域での支えが重要です。

情報提供や相談体制の充実

子育てに関するサービスを適切に利用できるよう、サービス内容や相談窓口について広報・周知が必要です。

児童虐待やいじめ問題等への対策

関係機関との連携のもと、子育て家庭の不安や悩みを解消する支援や、児童虐待やいじめ等への対策に取り組んでいくことが必要です。

仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めることが重要です。

子どもや子育てに
やさしいまちになるよう、
みんなで協力しようね！

基本理念

みんなで創る

すべての子ども・子育てに
やさしいまち ふくやま



施策の体系

本計画では、これまでの「次世代育成支援対策推進行動計画」に基づく取組を踏まえたうえで、基本理念に「みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま」を掲げ、次の施策体系による各事業を実施し、子育て家庭にやさしく寄り添いながら子育てを支えるまちづくりを推進します。



施策の展開

【基本方針1】子育て家庭に対する支援の充実

基本施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業		
①	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	1-(1)-①
②	地域子育て支援拠点事業	1-(1)-②
③	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	1-(1)-③
④	短期入所生活援助事業(ショートステイ・ワイライトステイ)	1-(1)-④
⑤	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	1-(1)-⑤
⑥	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進)	1-(1)-⑥

基本施策(2) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

事業		
①	保育サービスの充実	1-(2)-①
②	保育所・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携	1-(2)-②
③	幼稚園での子育て支援事業	1-(2)-③
④	障がい児保育 ※後掲 5-(3)-⑧	1-(2)-④

基本施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業		
①	子育て支援ネットワーク活動の推進	1-(3)-①
②	子育て情報誌の発行	1-(3)-②
③	子育て応援ささえあい事業	1-(3)-③
④	地域全体で子育てを見守り, 支え合う活動の推進	1-(3)-④

基本施策(4) 子どもの健全育成

事業		
①	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(1)-⑤	1-(4)-①
②	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進) ※再掲 1-(1)-⑥	1-(4)-②
③	ふれ愛ひろば	1-(4)-③
④	自然研修センター事業(ふくやまふれ愛ランド)	1-(4)-④
⑤	地域ポイント制度(まちづくりパスポート事業)	1-(4)-⑤
⑥	子どもの健全育成支援事業	1-(4)-⑥
⑦	社会環境浄化活動の推進	1-(4)-⑦

基本施策(5) 仕事と子育ての両立の推進

事業		
①	女性雇用対策事業等	1-(5)-①
②	両立支援セミナー	1-(5)-②
③	学習・啓発事業	1-(5)-③
④	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(1)-⑤	1-(5)-④
⑤	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進) ※再掲 1-(1)-⑥	1-(5)-⑤
⑥	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④	1-(5)-⑥
⑦	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※後掲 5-(2)-⑤	1-(5)-⑦
⑧	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ※後掲 5-(2)-⑥	1-(5)-⑧

基本施策(6) 経済的な支援の推進

事業		
①	乳幼児等医療費助成	1-(6)-①
②	ひとり親家庭等医療費助成 ※後掲 5-(2)-①	1-(6)-②
③	児童手当	1-(6)-③
④	児童扶養手当 ※後掲 5-(2)-②	1-(6)-④
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※後掲 5-(2)-③	1-(6)-⑤
⑥	保育所保育料の多子軽減	1-(6)-⑥
⑦	小児慢性特定疾病対策事業	1-(6)-⑦
⑧	未熟児養育医療	1-(6)-⑧
⑨	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業 ※後掲 2-(2)-⑫	1-(6)-⑨
⑩	自立支援医療(育成医療)費 ※後掲 5-(3)-①	1-(6)-⑩
⑪	重度心身障がい者医療費 ※後掲 5-(3)-②	1-(6)-⑪
⑫	特別児童扶養手当 ※後掲 5-(3)-③	1-(6)-⑫
⑬	障がい児福祉手当 ※後掲 5-(3)-④	1-(6)-⑬
⑭	不妊治療費助成事業 ※後掲 2-(1)-⑧	1-(6)-⑭
⑮	幼稚園就園奨励費	1-(6)-⑮
⑯	就学援助費	1-(6)-⑯
⑰	特別支援教育就学奨励事業 ※後掲 5-(3)-⑤	1-(6)-⑰
⑱	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業 ※後掲 5-(3)-⑥	1-(6)-⑱
⑲	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④	1-(6)-⑲
⑳	障がい児通園施設利用者負担軽減事業 ※後掲 5-(3)-⑭	1-(6)-⑳
㉑	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 ※後掲 5-(3)-⑩	1-(6)-㉑

【基本方針2】安心できる母子保健の推進

基本施策(1) 妊娠・出産期の支援

事業		
①	子育て支援ボランティア事業	2-(1)-①
②	母子健康手帳の交付	2-(1)-②
③	妊婦健康診査	2-(1)-③
④	妊婦歯科健康診査	2-(1)-④
⑤	訪問指導/すこやか育児サポート事業	2-(1)-⑤
⑥	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	2-(1)-⑥
⑦	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) ※後掲 2-(2)-③	2-(1)-⑦
⑧	不妊治療費助成事業	2-(1)-⑧

基本施策(2) 乳幼児期・学童期・思春期から 成人期に向けた保健対策の充実

事業		
①	母子健康手帳の交付 ※再掲 2-(1)-②	2-(2)-①
②	訪問指導/すこやか育児サポート事業 ※再掲 2-(1)-⑤	2-(2)-②
③	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)	2-(2)-③
④	乳幼児の事故防止	2-(2)-④
⑤	食育推進事業 ※後掲 2-(3)-①	2-(2)-⑤
⑥	母子の健康教育	2-(2)-⑥
⑦	乳児健康相談	2-(2)-⑦
⑧	乳幼児健康診査	2-(2)-⑧
⑨	予防接種	2-(2)-⑨
⑩	思春期の保健対策	2-(2)-⑩
⑪	学校の無煙化の推進	2-(2)-⑪
⑫	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	2-(2)-⑫

基本施策(3) 食育の推進

事業		
①	食育推進事業	2-(3)-①

基本施策(4) 小児医療の充実

事業		
①	小児医療の充実	2-(4)-①
②	小児救急に関する啓発	2-(4)-②

【基本方針3】子どもの健やかな成長のための 教育環境の整備

基本施策(1) 次代の親の育成

事業		
①	子育てに関する講座	3-(1)-①
②	世代間交流事業	3-(1)-②

基本施策(2) 子どもの生きる力を育成する 学校の教育環境の整備

事業		
①	保育所・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携 ※再掲 1-(2)-②	3-(2)-①
②	確かな学力の向上	3-(2)-②
③	学校評価の推進	3-(2)-③
④	キャリア教育推進事業	3-(2)-④
⑤	英語教育推進事業	3-(2)-⑤
⑥	豊かな心の育成	3-(2)-⑥
⑦	不登校児童生徒への取組	3-(2)-⑦
⑧	北京市教育交流推進事業	3-(2)-⑧
⑨	小中一貫教育推進事業	3-(2)-⑨
⑩	児童生徒の健全育成の啓発, 指導	3-(2)-⑩
⑪	障がい児の教育 ※後掲 5-(3)-⑪	3-(2)-⑪
⑫	特別支援教育体制推進事業 ※後掲 5-(3)-⑫	3-(2)-⑫

基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業		
①	家庭児童相談事業	3-(3)-①
②	世代間交流事業 ※再掲 3-(1)-②	3-(3)-②
③	地域住民, 民間団体の子育て力の育成と協働	3-(3)-③



【基本方針4】子ども等の安全・安心の確保

基本施策(1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業		
①	歩道整備事業	4-(1)-①
②	交通安全教室	4-(1)-②
③	交通安全教育推進モデル地域の支援(チャイルドシート着用の啓発)	4-(1)-③
④	自転車利用者対策事業	4-(1)-④
⑤	保育所の危機管理体制の確立	4-(1)-⑤
⑥	保育所、幼稚園、放課後児童クラブの緊急通報システムの活用	4-(1)-⑥
⑦	幼稚園、学校の危機管理体制の確立	4-(1)-⑦
⑧	児童生徒安全確保対策	4-(1)-⑧
⑨	通学時安全確保対策	4-(1)-⑨
⑩	地域における危機管理体制の確立	4-(1)-⑩
⑪	通学路沿い公共施設安全対策事業	4-(1)-⑪
⑫	地域安全マップ普及推進事業	4-(1)-⑫
⑬	非行防止活動の推進	4-(1)-⑬
⑭	「こども110番の家」推進事業	4-(1)-⑭
⑮	生活安全パトロール車による子ども見守り事業	4-(1)-⑮
⑯	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	4-(1)-⑯
⑰	地域における子どもや市民の安全確保体制の支援(安心・安全な地域づくり情報提供事業)	4-(1)-⑰

基本施策(2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

事業		
①	都市公園安全・安心の取組	4-(2)-①
②	生活安全モデル地域の指定	4-(2)-②
③	防犯カメラ設置事業	4-(2)-③
④	ユニバーサルデザインの推進	4-(2)-④
⑤	市営住宅入居専用枠の設定	4-(2)-⑤



いろんなことを
しているんだね!

【基本方針5】援助を必要とする子育て家庭への支援

基本施策(1) 児童虐待防止施策の充実

事業		
①	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	5-(1)-①
②	児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)	5-(1)-②

基本施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業		
①	ひとり親家庭等医療費助成	5-(2)-①
②	児童扶養手当	5-(2)-②
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金	5-(2)-③
④	ひとり親家庭自立支援給付金事業	5-(2)-④
⑤	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	5-(2)-⑤
⑥	母子・父子自立支援プログラム策定事業	5-(2)-⑥
⑦	母子生活支援施設	5-(2)-⑦
⑧	ひとり親家庭等相談事業	5-(2)-⑧
⑨	子どもの健全育成支援事業 ※再掲 1-(4)-⑥	5-(2)-⑨
⑩	市営住宅入居専用枠の設定 ※再掲 4-(2)-⑤	5-(2)-⑩

基本施策(3) 障がい児施策の充実

事業		
①	自立支援医療(育成医療)費	5-(3)-①
②	重度心身障がい者医療費	5-(3)-②
③	特別児童扶養手当	5-(3)-③
④	障がい児福祉手当	5-(3)-④
⑤	特別支援教育就学奨励事業	5-(3)-⑤
⑥	情緒・聴覚・言語等障がい児保護者付添交通費補助事業	5-(3)-⑥
⑦	発達障がい児の支援	5-(3)-⑦
⑧	障がい児保育	5-(3)-⑧
⑨	ことばの相談室	5-(3)-⑨
⑩	乳幼児発達相談	5-(3)-⑩
⑪	障がい児の教育	5-(3)-⑪
⑫	特別支援教育体制推進事業	5-(3)-⑫
⑬	障がい福祉サービス等の充実	5-(3)-⑬
⑭	障がい児通園施設利用者負担軽減事業	5-(3)-⑭
⑮	水中活動事業(水中活動講座)	5-(3)-⑮
⑯	障がい者等相談支援事業(障がい者総合相談室・子ども発達相談室)	5-(3)-⑯
⑰	障がい児等療育支援事業	5-(3)-⑰
⑱	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	5-(3)-⑱
⑲	療育相談	5-(3)-⑲

子ども・子育て支援施策の量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域と認定区分

教育・保育提供区域

本市では、幼稚園、保育所等の配置状況や子どもの人数を勘案し、市全体を東部区域、中部区域、北部区域、神辺区域、西南・南部区域、西部区域の6区域に区分しますが、提供する事業によっては市全体を1区域として設定しています。

認定の区分

新制度では、次の3つの認定区分に応じて認定こども園や幼稚園、保育所等の利用ができます。

認定区分と利用施設

- 1号認定 満3歳以上児，教育を希望 → 幼稚園，認定こども園
- 2号認定 満3歳以上児，保育の必要性認定，保育を希望 → 保育所，認定こども園
- 3号認定 満3歳未満児，保育の必要性認定，保育を希望 → 保育所，認定こども園
地域型保育

教育・保育の希望や、家庭の状況（ひとり親家庭や保護者の就労時間など）により、保育の必要性などについて認定するよ。



教育・保育の量の見込みと確保方策

これからの5年間、認定区分ごとに利用者数を推計したものが、「量の見込み」です。「確保方策」は、量の見込みに対して認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を確保していく量を記載しています。不足している部分もありますが、利用希望がかなえられるよう施策を展開していきます。

単位：人

認定区分		2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)
1号認定(3～5歳児)	量の見込み	4,767	4,674	4,541	4,473	4,502
	確保方策	6,099	6,033	6,133	6,069	6,056
2号認定(3～5歳児)	量の見込み	8,075	8,064	8,150	8,021	8,052
	確保方策	7,867	7,949	8,077	8,104	8,173
3号認定(0歳児)	量の見込み	1,025	1,033	1,032	1,029	1,025
	確保方策	899	964	993	1,012	1,059
3号認定(1～2歳児)	量の見込み	3,756	3,870	3,897	3,914	3,920
	確保方策	3,924	4,045	4,156	4,143	4,097

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする事業について、「量の見込み」と「確保方策」を記載しています。利用希望がかなえられるよう施策を展開していきます。

事業名		単位	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	
利用者支援事業	量の見込み	か所	18	18	18	18	18	
	確保方策		2	6	10	14	18	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人日	249,996	250,728	249,480	247,812	245,856	
	確保方策	か所	29	30	31	32	33	
妊婦健康診査	量の見込み	人回	53,789	53,430	53,244	52,664	52,119	
	確保方策		53,789	53,430	53,244	52,664	52,119	
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み	件	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137	
	確保方策		4,269	4,240	4,225	4,179	4,137	
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	量の見込み	件	91	91	90	89	89	
	確保方策		91	91	90	89	89	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み	人日	79	79	79	77	77	
	確保方策		79	79	79	77	77	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	量の見込み	人日	3,206	3,130	3,107	3,142	3,122	
	確保方策		3,206	3,130	3,107	3,142	3,122	
一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり)	量の見込み	人日	41,421	40,644	39,547	38,876	38,921	
	確保方策		41,421	40,644	39,547	38,876	38,921	
一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり以外)	量の見込み	人日	45,575	45,989	46,155	46,110	46,364	
	確保方策		45,575	45,989	46,155	46,110	46,364	
延長保育事業 (時間外保育事業)	量の見込み	人	6,309	6,296	6,253	6,187	6,180	
	確保方策		6,309	6,296	6,253	6,187	6,180	
病児保育事業	量の見込み	人日	4,539	4,516	4,474	4,421	4,405	
	確保方策		5,500	5,500	7,000	7,000	7,000	
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	低学年	人	量の見込み	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316
			確保方策	4,235	4,227	4,286	4,347	4,316
	高学年		量の見込み	743	758	762	791	792
			確保方策	45	758	762	791	792



親子の健康、不安や悩みごとの相談、急な用事で子どもを預かってほしいときなどの困りごとに対応していくよ！

地域子ども・子育て支援事業の内容

事業名	事業内容
利用者支援事業【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
その他要保護児童等の 支援に資する事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付 を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

計画の推進

計画の推進体制

本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育所、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠です。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民を始め地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、本計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、幼稚園・保育所等を始め子どもに関わる機関や企業、NPO等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

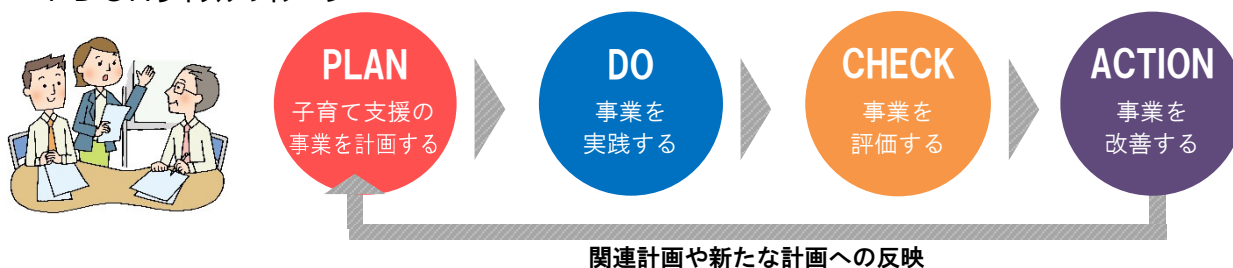
進捗状況の管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（福山市版子ども・子育て会議）」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

■ PDCAサイクルのイメージ



全ての子どもたちが笑顔で成長して、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられる、ローズマインド（思いやり、やさしさ、助け合いの心）のまちにしていきたいね！

福山市ばらのイメージキャラクター
ローラ



福山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画）【概要版】

発行年月：2015年（平成27年）3月 発行：福山市

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL：084-928-1140（保健福祉局児童部庶務課）